

# 『チャレンジ陸上大会2015』 クラス説明表

日本パラ陸上競技連盟2014年度版

区分表に該当しない障害は、各クラスにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

＜走競技(立位・車いす)、跳躍競技＞ 注:2015年度版で変更の可能性があります。

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	T11	視力がlogMAR2.6よりも低視力。
	T12	視力logMAR2.6からlogMAR1.5まで、または視野半径5度未満。
	T13	視力logMAR1.4からlogMAR1.0まで、または視野半径20度未満。
知的障害	T20	知的障害
(車椅子) 脳性麻痺	T30	脳血管障害による片麻痺者の車椅子使用者で、健側の上下肢で車椅子を駆動するもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	T31	重度の四肢麻痺。下肢で車いすを駆動する。痙性の程度は4から3。
	T32	痙性またはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子の駆動。上肢の痙性の程度は3
	T33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2である。
(立位) 脳性麻痺	T34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢はときどき正常に見える。
	T35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。
	T36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	T37	歩行または走可能な片麻痺。痙性の程度が3または2。
(立位)) 低身長症	T40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの。(男性:130cm以下、上肢長59cm以下で和が180cm以下 女性:125cm、上肢長57cm以下で和が173cm以下)18歳以上
	T41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの。(男性:145cm以下、上肢長66cm以下で和が200cm以下 女性:137cm、上肢長63cm以下で和が190cm以下)18歳以上
(立位) 切断 機能障害	T42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
	T43	両下腿切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。または片下肢最小の障害基準(MDC)が両下肢に該当するもの。
	T44	片下腿切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。または片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T45	両上腕切断(両肘関節離断含む)、または片上腕最小の障害基準(MDC)が両側に該当するもの。
	T46	両前腕切断(両手関節離断含む)、片上腕切断(片肘関節離断)または片上腕最少の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T47	片前腕切断(片手関節離断含む)または片前腕最少の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T48	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
(車椅子) 頸損・脊椎 切断 機能障害	T49	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	T51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は機能するが(筋力3以下)手首の掌屈筋は機能しない。肩関節が弱い場合がある(神経機能残存レベル C5/6)。
	T52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および手の掌屈筋が機能する。手指の屈伸筋の機能は不十分であり、手内筋は萎縮している(神経機能残存レベル C7/8)。
	T53	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。
	T54	両上肢正常。通常体幹のコントロールは十分で、駆動時も体幹を用いることができる。(神経機能残存レベル T8~S4) 最小の障害基準(MDC)の少なくとも1つ以上該当する障害のあるもの。(下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下、脚長差)
聴覚障害	T55	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	T60	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害。

\* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること

『チャレンジ陸上大会2015』

日本パラ陸上競技連盟2014年度版

<投てき競技>

注:2015年度版で変更の可能性があります。

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	F11	視力がlogMAR2.6よりも低視力。
	F12	視力logMAR2.6からlogMAR1.5まで、または視野半径5度未満。
	F13	視力logMAR1.4からlogMAR1.0まで、または視野半径20度未満。
知的障害	F20	知的障害
(車椅子) 脳性麻痺	F31	電動車椅子常用者。または普通型車椅子操作不可で介助にて移動。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。痙性の程度は4から3。
	F32	痙直型またはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度は3。
	F33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2である。
	F34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢は正常に見える。非対称性の両麻痺も含まれる。
(立位) 脳性麻痺	F35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。
	F36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	F37	歩行または走可能な片麻痺。
	F38	極めて軽度な障害。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。
(立位) 低身長症	T40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性130cm・上肢長59cm以下で和が180cm以下、女性125cm・上肢長57cm以下で和が173cm以下)。18歳以上。
	T41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm・上肢長66cm以下で和が200cm以下、女性137cm・上肢長63cm以下で和が190cm以下)。18歳以上。
(立位) 切断 機能障害	F42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
	F43	両下肢切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)が両下肢に該当するもの。
	F44	片下肢切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	F45	両側に投てき競技の両上肢最小の障害基準(MDC)に該当する障害のあるもの。
	F46	片側に投てき競技の片上肢最小の障害基準(MDC)に該当する障害のあるもの(2013年度F47であったものはF46に変更される)。
	F48	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
車いす (椅子使用) ・ 頸髄損傷 ・ 脊髄損傷 ・ 切断 ・ 機能障害	F51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は筋力3以下。手首の掌屈筋は機能しない。肩が弱い場合がある。通常、用具を把持することはできない。 座位バランス不良(神経機能残存レベル C5/6)。
	F52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。肩関節は正常である。指の屈伸は筋力3以下。通常、道具を把持することできない。(神経機能残存レベル C7)。
	F53	肘と手首の関節が十分強い。指の屈伸は筋力4または5。手の内在筋肉が機能するが正常ではない。用具を把持することができる(神経機能残存レベル C8)。 F52の上肢機能を持ち、部分的に体幹機能を併せ持つもの。
	F54	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がなく(神経機能残存レベル T1~T7)。 F52の上肢機能を持ち、正常またはそれに近い機能を併せ持つもの。
	F55	両上肢機能正常。腹筋および背筋が機能し、部分的あるいは正常な体幹機能をもつ。股関節屈筋のわずかな収縮がみられる場合がある(神経機能残存レベル T8~L1)。
	F56	両上肢機能正常。体幹の回旋と座位バランス良好。車椅子から大腿部を上げることができる(股関節の屈筋)。膝を合わせるができる(股関節の内転)。 膝を伸ばすことができる場合もある(膝関節の伸展)。膝を多少曲げることができる場合もある(膝関節の屈曲、筋力3以下)。 股関節の外側への開閉(股関節の外転)ができない(神経機能残存レベルL2~L4)。 両大腿切断(1/2以上)。下肢の筋力がほぼ1~2である不全麻痺のもの。
	F57	最小の障害基準(MDC)の少なくとも1つ以上該当する障害のあるもの(下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下 2013年までのF58はF57と統合される)。
	F58	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない 2013年度F59であったものはF58とに変更される)
	F59	
	聴覚障害	F60

\* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること